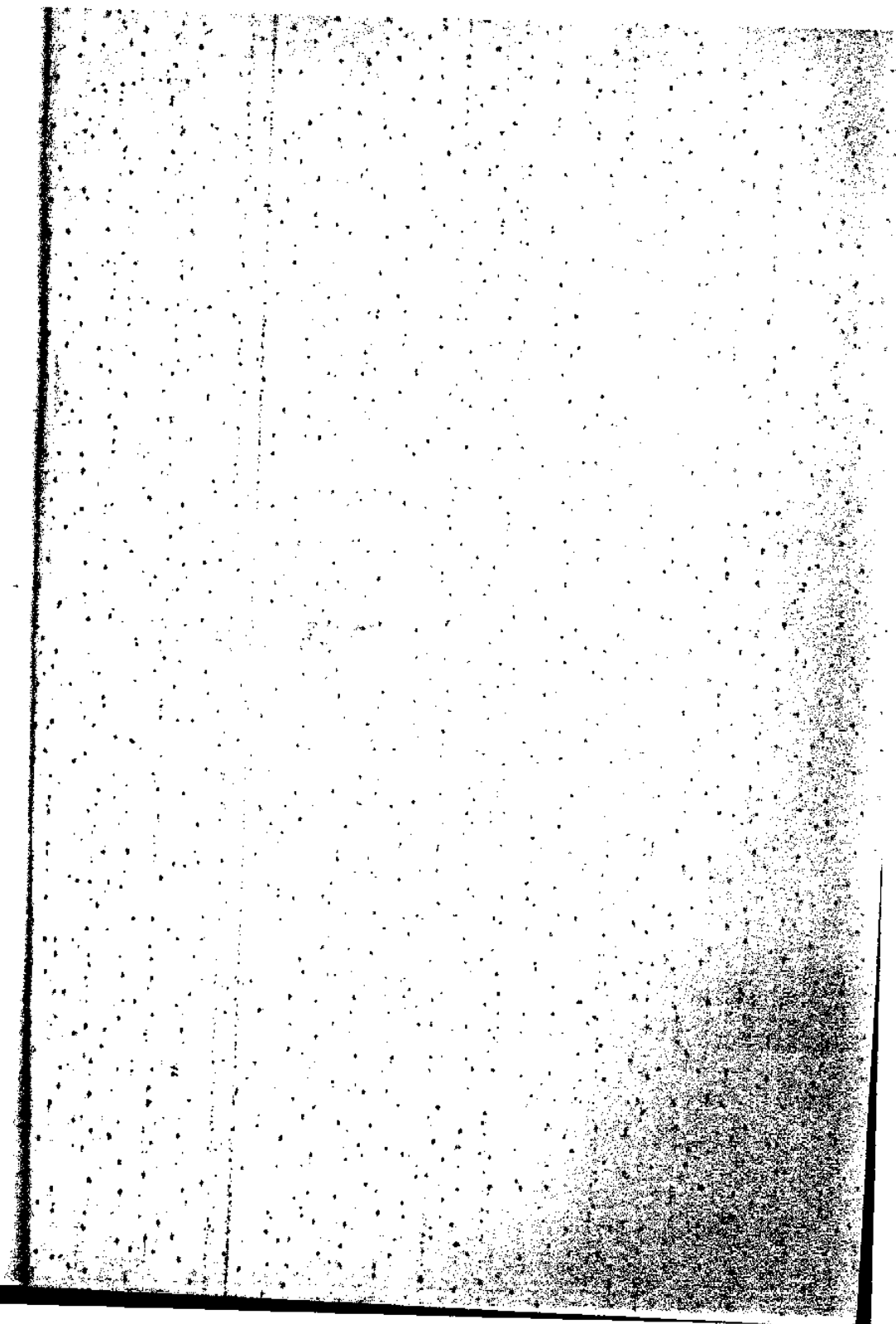


昭和三年十一月

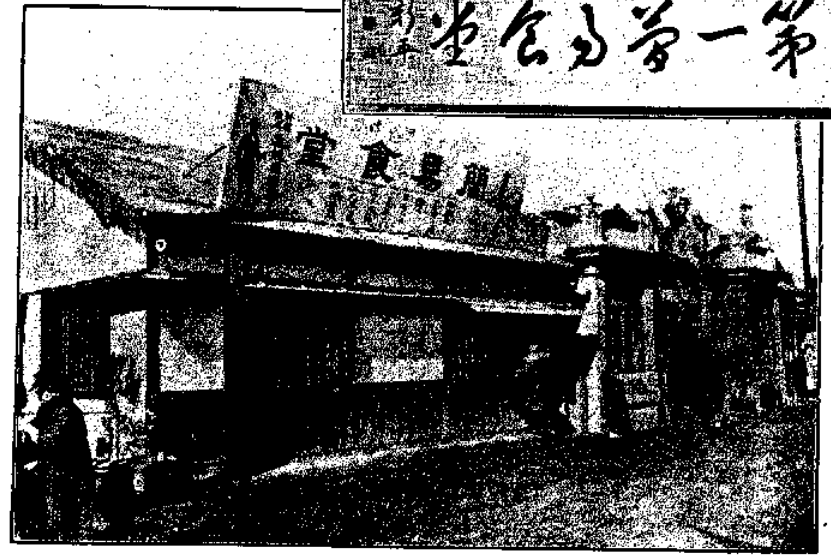
大阪自彊館の十七年



(館本) 館 彊 自 阪 大 人 法 團 財



第一分會會堂



本日初めてつた簡易食堂

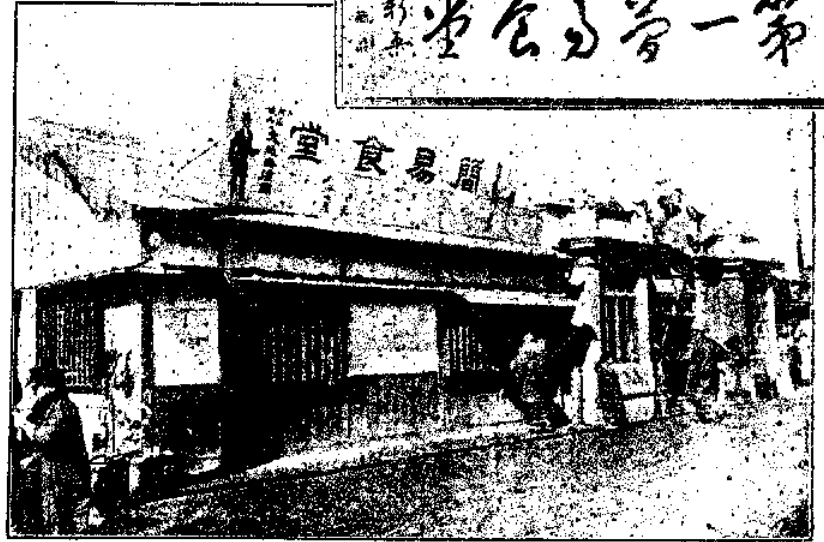
事業

共同宿泊 簡易貸間
 職業紹介及授産 人事相談
 成人教育 兒童保育
 日用品廉賣 賦金獎勵

設備

所在地 大阪市西成區西今船町
 敷地 九百四十六坪
 建物 七百五十二坪
 共同宿舍三棟、向上館貸間二棟
 講堂、隣保館、事務所、炊事場
 康樂場、浴場、倉庫、洗濯場、
 館員住宅等十二棟

第一等分會堂



日本で初めてつた簡易食堂

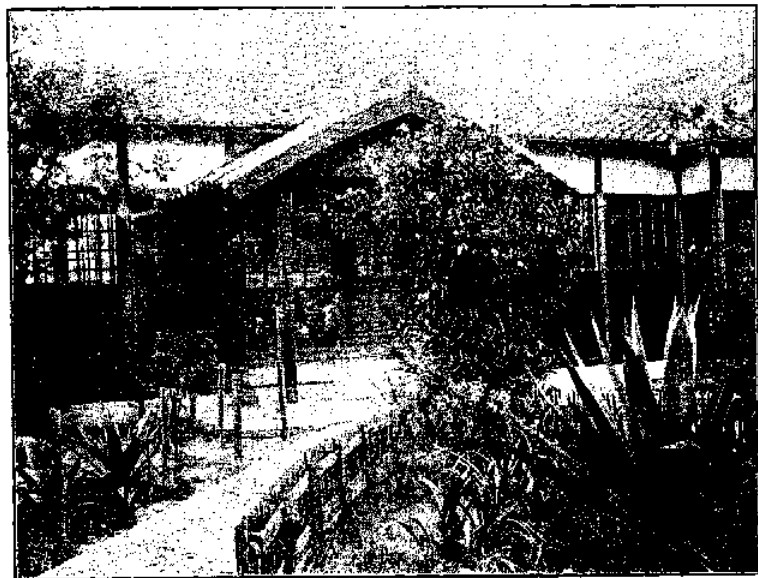
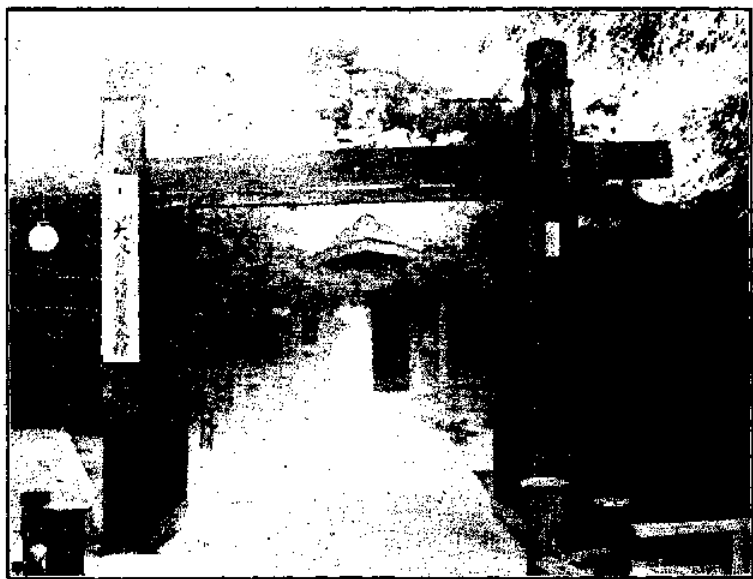
事業

共同宿泊 簡易貸間
 職業紹介及授産 人事相談
 成人教育 兒童保育
 日用品廉賣 貯金獎勵

設備

所在地 大阪市西成區西今船町
 敷地 九百四十六坪
 建物 七百五十二坪
 共同宿舍二棟、向上館貸間二棟
 講堂、隣保館、事務所、炊事場
 康賣場、浴場、倉庫、洗濯場、
 館員住宅等十二棟

桑港分館

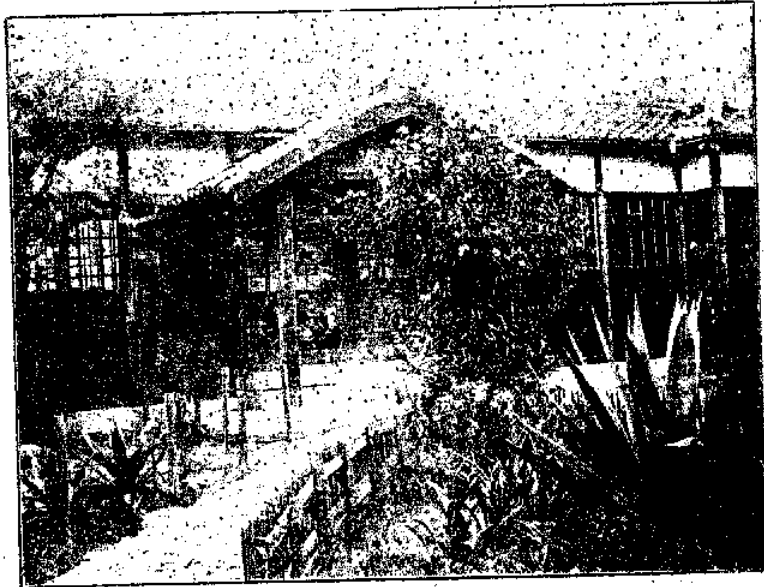
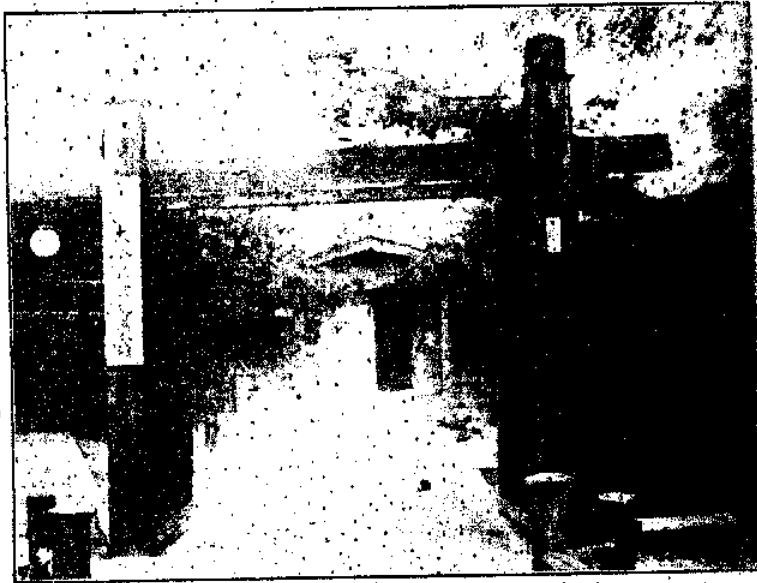


桑港分館宿泊舎の一部

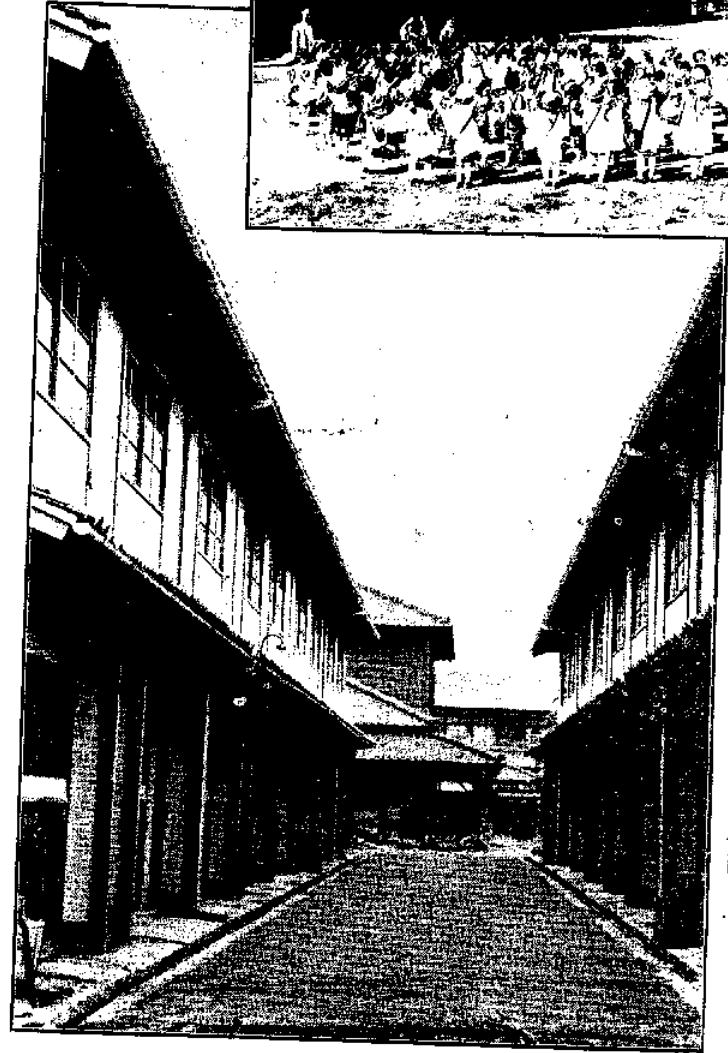


保育部幼児の遊戯場と向上館の間の一部

桑港分館



桑港分館の一角



保育園幼児のお遊戯場と向上館併間の一部

目次

<p>現在の事業……………一</p> <p>思ひ出……………中村三徳三</p> <p>沿革……………六</p> <p>寄附行爲……………八</p> <p>事業……………</p> <p>利用人員表……………一〇</p> <p>共同宿泊……………吉村敏男二一</p> <p>宿泊者の規約……………一六</p> <p>在館者の過程……………新田 實二〇</p> <p>簡易貸間……………吉村敏男二五</p> <p>向上館使用規程……………二八</p> <p>築港分館……………瀧成太郎二九</p>	<p>職業紹介及授産……………吉村敏男三〇</p> <p>人事相談……………同三三</p> <p>貯金……………同三四</p> <p>簡易食堂……………同三七</p> <p>廉賣部……………瀧成太郎四〇</p> <p>教育的施設に就て……………新田 實四二</p> <p>兒童保育……………吉村敏男四五</p> <p>成人講座……………同四七</p> <p>雜誌自彊……………同四九</p> <p>活動寫眞班……………同五〇</p> <p>保健衛生……………中村三徳五一</p> <p>會計……………同五五</p> <p>開館以來の歳入出決算……………五七</p>
---	--

思ひ出

中 村 三 徳

忘れもせぬ。

明治四十四年の春のことである、時の大阪府知事は犬塚勝太郎氏、警察部長は池上四郎氏であつた。或る日に内務省その他から社會事業關係の一行（故小河滋次郎博士も居られた）が視察に來られて池上警察部長も同行せられた、私はその案内役を仰せ付かつて今の西成區今宮、釜ヶ崎方面を戸別に訪問したのであるが折あしく雨降りて、可なり大きい家には七八十人も百人以上も宿泊してゐた、その木賃宿を七八十軒も一軒々々に出たり這入つたりしたが、中には暗室のやうに暗くつて晝でも人の居るか居なしか分らぬやうな部屋もあつた、便所が一ヶ所で屎尿が流れ出てゐる、通路は田のやうに泥濘である、一行は顔をしかめながら「兎てもヒドイ、何とか出來ぬものか」といふ語が何處からか出た、この何んとか出來ぬものかといふ一語が財團法人大阪自彊館の生れる動機となつた。

そうして其の實行係は私に白羽の矢が立つた、處が府會に經費を求めて堂々豫算を設けて設立するのではない、同志の人を説いて結局寄附に依つて夫れを實現させることになつた、そこで思はぬ處から寄附の申出があればそれを寄附して貰へんかと頼む、又慈善興行を行つて金を集めるなどして漸く數千圓

を得た、そこで明治四十四年度で賣却になる曾根崎警察署と難波警察署の両古建物を拂下げを受けた人から、僅かな手數で譲り受けて、鴻池組の鴻池忠次郎氏の義侠に訴へて改造して貰つたのが今の自彊館の向上館を除く爾餘の建物である、土地は先代の木村權右衛門氏に頼んで約壹千坪貸して貰つた、借地料は坪三錢で其の當時でも特別安かつた、今倍額の六錢であるが夫れでも時價に比して約五分の一位であらう、之は大に木村家に感謝しなければならぬ。

鴻池組の普請代はやつと拾年かゝつて支拂つたが利息も取られず、また値引までして下さつて奇麗に解決出来たことは之れ亦鴻池忠次郎に深く感謝せなければならぬ。

事業經營資金として武徳會から金七千圓を借りた、貸しよりでもよいとの最初は話しが無いでもなかつたが、之も遂に年々七朱の利子を拂ふて是亦十五年目の大正十五年度に元利共償却して終つたので、眞にヤレ／＼と思つた。

財團法人になつてから中村襄氏、宇田徳正氏が館長で居られたが、今こそ町の中であるがその當時は畑の中の一軒家であつた爲め人足が遠く、利用者が少くて收支償はない、年々經營費の不足額を色々にして補足して行つた。最初取上げた産婆役は嫁入りをして矢張り心配が逃がられなかつた。

宇田館長が任期満了で老躰ではあり退任せられたので私が出れば俸給も無くて済むので遂に引受けて常任理事の職に就くこととなつた、時としては社會事業でも従事者が眞面目な人ばかりでは無い、不法

行爲をした人が無いではなかつた、しかし幸に現在の職員諸氏は其の點は充分信頼することが出来て、斯業の爲めにも喜ばしいことである。

先年政府の低利資金を借入れて向上館二棟を建てた、之でどうやら館の維持が出来ることになつた、而し政府へ損失をかけたやうと念じてゐるが之も殆んど四分近く済んだ、あとも先づ大丈夫義務を果すことが出来ると思つてゐる。

何分にも繁忙な身體で當館の理事を持つてゐることは館の爲めにも取らざる所であると思ふたことも度々であるが、經濟が不如意であること、無報酬で働いて貰ふ人を見付けにくいことと私が止めれば役員の諸氏が止める、君が止めるといふことは無いといはれたので、不行届と知りながら常務理事を汚して居る次第である。

事業のことは次に詳述してあるから觸れないことにして、只私の衷心愉快に思つた一事は彼の米騒動焼き打ちの起つた時、釜ヶ崎方面から數珠繋ぎのやうに引張られたが、自彊館内からは一名も違反者が出無かつたこと、簡易食堂を近所から避難所のやうにして貴重なものを投げ込みに來られたことは忘れることの出来ぬ深い印象であつた。

尙前理事の小林林之助氏は多額の金を寄附して下さつたし、又酒井現理事長は館の爲めに少なからずお世話下さり又經費をも負擔して下さつたことを深く感謝する次第である。

沿革

所在地 大阪市西成區西今船町五、六番地

- 一、明治四十四年早春 中村三徳、藤本友信の両氏發起創立。明治四十五年二月宿舍その他の建築に着手、私立大阪自彊館と稱し同年六月二十五日宿泊救護及授産事業開始。
- 一、大正二年二月二日 財團法人設立申請同年六月九日許可。寄附行爲に基き理事三人を選定し中村襄氏、酒井猪太郎氏、小林林之助氏就任、互選により中村襄氏館長となる。
- 一、大正二年七月 西區天保町に築港分館設立、宿泊救護事業を開始。大正八年十一月閉鎖。
- 一、大正三年一月 中村襄氏辭任、同年三月十五日宇田徳正氏館長就任。
- 一、大正三年七月二十八日 荷車貸貸の授産事業開始。
- 一、大正五年八月 市の内外に虎疫發生につき防疫事務應援。同年八月及十月に今宮本館並築港分館建物の一部を虎疫豫防のため隔離所として今宮町及大阪府に無償提供。
- 一、大正六年十二月 市内十ヶ所に於て白米その他の實費販賣を行ひ公設市場の濫觴をなす。
- 一、大正七年五月 南區日本橋筋東一丁目に我國最初の簡易食堂を創設し大正十年十二月迄經營。
- 一、大正八年七月 宇田徳正氏辭任、理事任期満了につき改選の結果館長に酒井猪太郎氏、常務理事

(6)

中村三徳氏、理事小林林之助氏當選就任。

- 一、大正八年七月十二日 評議員會の決議を経て寄附行爲第八條理事三名を四名に変更の件申請、同年八月二十五日認可。
- 一、大正八年十一月 今宮本館乙館の一部を以て家族室とし間貸部開始。
- 一、大正十年七月 社會教化の活動寫眞講演班を組織。
- 一、大正十一年六月 理事任期満了につき改選の結果館長に酒井猪太郎氏、常務理事中村三徳氏、理事小林林之助氏、漆島佐吉氏當選就任。
- 一、大正十二年一月 月刊機關雜誌「自彊」(菊倍八頁) 刊行。
- 一、大正十三年二月 低利資金の貸下を受け向上館貸間を増築、同年六月一日開館。
- 一、大正十三年十一月 評議員會の決議を経て寄附行爲一部變更の件申請同十四年三月五日認可。
- 一、大正十四年六月 理事任期満了につき改選の結果館長に酒井猪太郎氏、常務理事中村三徳氏、理事野々田爲吉氏、山下文助氏當選就任。
- 一、大正十五年六月一日 館内に保育部を併置し幼兒晝間保育事業開始。
- 一、昭和二年一月 隣保館の竣工を期とし第一回成人講座開設。

(7)

一、大正二年二月一日 設立申請 大正二年六月九日 許可。
一、大正八年七月十二日 一部變更申請 昭和八年八月二十五日 認可。
一、大正十三年十一月十七日 一部變更申請 昭和十四年三月五日 認可。

財團法人大阪自彊館寄附行爲

第一章 目的及方法

第一條 本館ハ勞働者救濟ノ目的ヲ以テ宿泊所ヲ設ケ低廉ナル料金ヲ以テ勞働者ヲ宿泊セシメ宿泊者ニ對シテ左ノ事項ヲ遂行スルモノトス。

- 一、實費ヲ以テ食事ヲ供給スル事
- 二、賣店ヲ設ケ廉價ヲ以テ日用品ヲ販賣スル事
- 三、癩病者ニハ半額若クハ無料ニテ治療スル事
- 四、求職者ニ助力ヲ與フル事
- 五、貯金ヲ獎勵スル事
- 六、講話會其他ノ方法ヲ以テ精神ノ修養ヲ圖ル事
- 七、各種ノ方法ヲ以テ娯樂ヲ與フル事

前項ノ外隣保事業ヲ附設シ防貧又ハ救貧上必要ナル施設并ニ方法ヲ施行スル事

第二章 名 稱

第二條 本法人ハ大阪自彊館ト稱ス

第三章 事務所

第三條 本館事務所ハ大阪市西成區西今船町五、六番地ニ置ク

第四章 資産及ビ經費

第四條 本館ノ基本財産ハ設立者ニ於テ現ニ所有スル左ノ財産ヲ法人ニ寄附ス
一金參萬貳千貳百五拾八圓也

內譯

金貳千貳百五拾八圓也 現 金

(大正元年十二月三十一日現在預金)

金 參 萬 圓 也 建物見積額

(種類及ビ枚數別紙ノ通)

第五條 本館ノ基本財産ハ評議員會ノ決議シタル管理方法ニ據リ理事長之レヲ管理ス

第六條 本館ノ經費ハ左ノ收入金ヲ以テ之ニ充ツ

- 一、官公署下附ノ補助金
- 二、特志者ノ寄附金及物品
- 三、預金利子
- 四、宿泊料及販賣品ヨリ生ズル利益
- 五、肥料及其他ノ用品賣却代
- 六、前各項ノ外法令ニ基キ本法人ニ於テ施行シ得ベキ收益方法ヲ行フ事

第七條 本館ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ヲ以テ終了ス

第五章 役 員

第八條 本館ニ左ノ役員ヲ置ク

一、館 長 壹名 但理事長ヲ以テ之レニ充ツ

一、理 事 四名 但内一名ヲ理事長トス

一、評議員 五十名以内

一、幹事 若干 一、書記 若干

第八條ノ二 本館ニ功勞アル人又ハ學識經驗アル人其他本館ノ事業ヲ翼賛シタル人ヲ名譽贊助員又ハ贊助員ニ推薦スル事アルベシ

第九條 理事ハ評議員會ニ於テ之レヲ選舉シ理事長ハ理事會ノ決議ヲ經テ理事長之レヲ推薦ス、本法人設立ノ際ニ於ケル理事及評議員ハ設立者ニ於テ之ヲ推選ス、理事ノ選任ヲ見ル迄ノ職務ハ設立者之ヲ行フ

第十條 理事ノ任期ハ十年、評議員ハ五年トス

但シ滿期再選ヲ妨グズ

第十一條 理事ニ欠員ヲ生ジタル時ハ直ニ補欠選舉ヲ行ヒ前任者ノ殘任期間就任スルモノトス

第十二條 幹事及書記ハ理事長之レヲ任免ス

第十三條 理事長ハ館長トシテ本館ノ事務ヲ統轄シ理事ハ諸般ノ館務ヲ執行處理スルモノトス

第十四條 幹事及書記ハ理事ノ命ヲ受テ庶務ニ從事ス

第十五條 役員ノ分擔事務及其他ノ施行ニ關スル事項ハ別ニ館則トシテ之ヲ定ム

第六章 會 議

第十六條 左ノ事項ヲ議決スル爲メ評議員會ヲ設ク

一、財産ノ管理並ニ處分方法

一、歲入出豫算及決算報告ノ認定

一、其他館長ニ於テ必要ト認ムル事項

第十七條 評議員會ハ毎年一回館長之レヲ召集ス

但シ必要ニ應ジ之レヲ召集スル事アルベシ

第十八條 本寄附行爲ハ評議員會ノ決議ニ依リ主務官廳ノ許可ヲ得テ變更スル事ヲ得。

事業 利用人員表

年次	宿		泊		貸		職業紹介		幼児遊園保養		築港分館		簡易食堂	
	實人員	延人員	實人員	延人員	實人員	延人員	實人員	延人員	實人員	延人員	實人員	延人員	實人員	延人員
明治十五年	七五二	一三、七七二					一三六							
大正元年	一、〇八六	二九、二二二					九四一							
大正二年	五〇四	三〇、八四一					九六一							
大正三年	二七五	二五、七〇七					一、〇九二							
大正四年	一九一	二六、〇九四					六三八							
大正五年	三二〇	二九、四九七					九〇九							
大正六年	三三七	三四、五六一					一、〇九五							
大正七年	二九六	二九、九四〇					四〇三							
大正八年	二二四	二五、一五八					五〇四							
大正九年	一七七	二六、一七七					二六八							
大正十年	一六三	二四、四六一					三一六							
大正十一年	二七一	二二、〇三三					二八五							
大正十二年	二五三	二二、八〇三					三九〇							
大正十三年	三〇四	二三、二六七					四二八							
大正十四年	二九四	二七、〇四二					六二二							
大正十五年	二四二	二四、二三九					三三三							
昭和元年	一八一	二四、八一八					三二五							
昭和二年	四一八	四四、八一八					五、七五一							
合計	五、六一八	四一四、八一八	四四八	二六三、六四八	九、三二二	三二五、三三三	五、七五一	二七〇、七二四	七、〇六七					

共同宿泊

吉村敏男

(1) はしがき

本館事業の創始と共に幾多の防貧救貧事業その他保護救済の隣保的施設を計畫した中に、先づドン底生活者の生活向上、福祉増進の大方針として、衛生、能率、教化の三大要綱を掲げて事業の根幹としたのが本館共同宿泊所の施設であつた。

顧みると、今から十七年の昔、本館設立の丁度當時から、世上漸く資本主義經濟組織の缺陷を攻撃して分配の公平を叫ぶの聲が漸く高まるに至つた、そうして其の日の糧に事を欠き、稼がんにも職の無いといふ窮迫の徒が、益々多きを加へんとする傾きが濃厚となり、心あるものをして袖手傍觀することの出来ない感を抱かしめるに至つた。

そうして大阪市に於て當時最もドン底生活者の巢窟ともいはれる、釜ヶ崎附近はこれ等落伍者の聚落地であり、その日常生活は全然不規律無節制で、取分け是等の入達が起臥する多数の木賃宿の光景は、真

に汚穢そのものゝやうな状態であつて、兎ても人間の這入るやうな所ではなかつたのであつた。斯うしたやうな暗黒街の真ん中に本館は出來た、いふまでもなく、人生に希望を抛棄した人々、若くは

頭を擡げんとしても、金槌の川流れのやうに浮む瀬のない人々のために、甦生の大精神を鼓吹し、飢へた者には糧を與へ、徒食の者には職を授け、或は疾病を治愈して、活社會に送り出し、更に進んでは環境淨化の大旗をかざして、こうした方面の改善を企劃したことは、慥かに世人から驚きの眼を以て見られたのであつた。況してや當時未だ社會連帶觀念の理解に乏しく、本館の出現によつて、直接間接の脅威を受けると誤信した、木賃宿の經營主や、或種の慣習的餘徳を享受する横暴無頼の徒は、不法に本館事業の妨害を企つるの虞なしとせないのて、一方ならずその豫防警戒に努めたのであつた、それらの必要から本館敷地の西南隅に巡查駐在所を設けて、警察官に駐在して貰つた、しかし本館が出来上つて、事業の精神も段々了解されることゝなつて、附近の木賃宿も之に倣つて追々其の設備を改造して、勿論社會事業と營利事業とは、内容は異なるが、少くとも外觀上は、年と共に面目を一新するに至つたことは、單に是丈でも地方改良のため貢獻し得たといふことが出来ること信ずるのである。

幸にしてこうした苦心經營を一般世人に認められ、篤志家の共鳴援護を得て聊か使命の一端を果すことが出来た、星霜已に十有七年、利用實人員二萬五千餘人此の延人員百餘萬人を超へ更らに兼設の簡易食堂利用人員七十萬四千人を加へて百七十餘萬人の利用に供した譯である。その間に於ける世態の激變と、本館事業の推移とを考へ合はした時に坐るに感慨の深いものがあるが、而も方今の世相を瞥見して將來一層その責務の重且大なるものあるを感せずにはゐられない、本通りの仕事はこれからである。

(2) 設備と處遇

開館當時の設備としては二階建宿舍二棟、附屬建物に炊事場、手藝室、納家、事務室、販賣店、舎宅便所等九棟合計十一棟の建坪三百四十餘坪で定員限度百五十人の收容能力をもつてゐた、宿泊料は一泊布團と入浴付の金五錢、附設食堂は飯一盛金三錢五厘、副食物一皿が魚肉野菜類で金二錢、味噌汁一椀金一錢、漬物一皿金五厘で一食分六、七錢で一日の食費二十錢、本館に宿泊する人は月額七圓五十錢で立派に生活してゆける勘定であつた。當時如何に不景氣勝て労働者の賃銀が低廉であつたといへ僅か八圓足らずの少額で、奇麗な浴槽で汗を流して食堂の美食に腹鼓を打ち衛生的な青疊の居間で柔かい布団の上に圓らかな夢を結んで明日のはたらきに肩托がなく或時は講話の集ひに精神の糧を與へられ或夜は慰安娛樂の催しに享樂と教化とを得ることが出来、若し病めるときは囑託醫によつて手厚き救療に浴しつゝ近き日の獨立生活を營むの準備の爲めに日々の所得の幾割を蓄積してその生長を樂みながら悠々街頭に苦役の汗を流す労働者は如何にその幸福安穩を感謝したことであらう。

過去十六年間に本館宿泊部を利用したものの單獨男子五千六百十八人延人員四十一萬四千八百十一人の人達の中で、健氣にも「下層労働者」の足を洗つて義務づけられた貯金を資本に今は立派な商人として大大阪に雄飛し或は郷里に歸つて父祖の稼業を繼ぎ、或は没落の家運を挽回して獨立自營の生計を建て或は又刑餘の人が改過遷善、良民となつて我れ等の期待に報ひられた「自強同人」の數千人が全國に散

布して畏き 聖訓自彊の實行、敷衍に努める人のあることを思ふと洵に力強い愉快を感じるが又一面と
うしても事業の趣旨が徹底しないで吾人の奉仕に共鳴してくれない頑迷者も相當に多いことは否めない
事實で、常に自ら顧みて努力の不足を嘆ずる次第であるが而し斯うした連中に對して一層徹底した方途
を講ずることこそ我れ等が負ふ所の使命であらねばならぬと自責の念に逐はれてゐる。

宿料は最初一泊五錢であつたのを大正四年三月十六日から一部を六錢に、大正七年四月一日全部六錢
均一、大正八年八月二十一日八錢均一、大正九年四月十日十錢均一、大正十一年六月一日十三錢と十四
錢、大正十五年一月一日十五錢均一に改定して現在に及んでゐる。宿泊料の改定は物價の激騰に随伴し
て自然勞働者の収入増加を來たし、一面市營その他宿泊所の料金を參酌した結果で値上に従ひ常にその
處遇の上に細心の注意を拂つて居室の清掃や疊替、布團の新調洗濯など能ふ限りの資を投じ特に大正十
三年には工費三千餘圓を以て浴場の改築を行ふなど總てに於て創業當時とその面目を一新した。

現在宿泊所に充當してゐる設備は甲館乙館の二棟二百九十九坪三合九で疊敷六帖と八帖宛三十二室に
區劃し各室押入、電燈、巡回金言額の揭示、下駄箱などを備へ清潔な寢具を供給して、安眠第一主義の
居心地よき住居を標語に優に百二十人を收容することが能さる。

宿泊は一泊制度を原則としてゐるが嚴格なる一泊制度は定時の午後五時から受附を開始して宿泊者を
收容し、翌朝六時の振鈴と共に雨が降らうが氣分が勝れまいが或は仕事の都合で夜更かしした者でも總

て一様に室を明けさせる方法であるが、奈何せんその日の仕事にあづけて空しく徒食せなければならぬ
人、病氣の者、職業上夜間營業に出るものなどがあつて實際にはそれが勵行出來ずに居る状態である、
そうした關係で自然永住の形となつて三年五年も引き續いて稼ぎに勵げむものがある。

乍然館の焦げつきとなつて永年定着する者を歓迎する譯ではない、永住する者は勢ひ救護に馴れて獨
立心を阻喪し向上心がにぶる弊害が伴ふために常に新陳代謝を怠らぬやう努力してゐる。「自彊館へ行
つたら徒勞にならぬ」とかうした意識を總ての人達に與ふる處まで萬遍なき奉仕の手を擲けて少くとも
窓口に懇へ來る人達に夫れ／＼適切なる保護を與へ、今一段力強い救濟機關としての實績を挙げたいこ
とは我れ等の切なる念願であり又事業柄としての理想であるが蓋し現實に於ては限りある財力と能力の
もと而も一定の場所を擁して到底實行し得ない希望で、四六時中踵を接する來館者のうち先づ「世話甲
斐のある人達」を選定するのも止むを得ない、敢えて難を避けて易に就く譯ではないが蓋し、量に墮して
は教化が徹底しない憾みがあるので常に量よりも質に重きを置いて地味な歩みを續けてゐる。

宿泊者に對する感化向上の方策としては貯金の勧誘、勤勉獎勵、慰安娛樂會の催し、講演會、傷病者
の無料診療、施藥、職業の紹介、人事相談など美はしい人類愛のうちに「人格完成」の理想に精進して
ゐるので「自彊館の人達は善良である」といつの間にか世間から銘をうたれるほど不良分子の自然陶
汰が行はれ、「正しき者は繁榮する」ことを如實に證明してゐるのも愉快な現象であると思ふ。

宿泊者規約

自強館に宿泊する、人の守らるべき箇條

- 第一條 當館を設けた趣旨は、種々の事情に由り一時居所がなくて困らる、人々が當分の間宿泊せらる、便利の爲に設けた所で宿泊者は、こゝに居る間に頭を上げる用意をされねばなりません、夫れゆへ宿泊料を始め食物等の代價は出来る丈に安くし、且清潔衛生等に最も意を用ゐるので有ります。乍然こゝは無料宿泊所ではなくて有料で有ります、夫は宿泊者の人格を重んずるからでナ。
- 第二條 當館に宿泊せらる、方は、右の次第を善く承知せられ、所謂「勉強は幸福を産むの母」であること云ふ事を確く信じて、儘まず怠らず一意専心に職業に精勵して一日も早く、立派に世を渡れる様になつて、退館せらる、こゝを望みますので有ります。
- 第三條 當館に宿泊せらる、方は、第一身體を大切に、行状を慎しまれ勉勵と儉約を守られ、毎日働いて得た處の金額は假令一錢一厘たりとも無益に費やす事なく貯へ置くので有ります、昔より「稼ぐに追ひ付く貧乏なし」と云ひますが善く働き善く辛抱する人は屹度強みが成就するので有ります。一生の間には、如何なる人でも必ず種々な災難のあるもので有りますから、人は何事も無い時に、事ある時の用心をして置かねばなりません、即ち今日は明日の事、今年は來年の事、若い時に老後の事を計るので有ります、此事に就ては昔の人も謂はれました、「遠き慮かりなければ必ず近き憂あり」と、又俗にも「働ばぬ先きの杖」とも申して有りますしかし、人は能く働いても病氣又は天災などの爲めに困窮に陥ることがないではありません、それゆゑにこゝうした救済事業の必要が起るので有ります、そうして人間は「七轉び八起き」とも云ひますから、假令一度や二度轉んでも力を落すには及びません其感しきを覺り、善き方に向つて一生懸命に進んで、怠らざる時は惡魔も貧乏神も、遂に追ひ着く事が出来ないと見放しますから何んでも働いて儘まず怠らず少しでも貯蓄する時は、屹度塵積んで大きな山となる事は疑ひありません。
- 第四條 當館は貯金を爲さる宿泊者の爲めに郵便局と相談がして有ります、郵便貯金は十錢以上の規則で有りますが、其以下でも構ひません、十錢に滿つる間は當館で保管し十錢になれば郵便局へ廻して通帳に記入する様にいたします、又都合に依れば十錢以下は切

- 手貯金法に依つても善いので有ります、兎に角當館では宿泊者の爲であれば、何程手数が廻りましても厭ひませんから一錢でも五圓でも餘分があつたならばお預けなさい、僅かなりとも手元に置くこと消へてなくなりません。
- 第五條 當館に宿泊なさる方は同宿者は勿論、總ての人々互に禮儀を守り、親切を言ひ互ひに助け合ひ殊に幼者、老者、病者に對しては一層厚く之を加護し、各々立身出世を勵まる、事が肝要であります、又當館を來觀せらる、賓客を館員が案内する場合には在泊の方は失禮にならぬ様いたされん事を望みます、來賓の多くは此事業の爲めに力を盡される篤志家であるから有ります。
- 第六條 當館では毎月、日を定めて講演を行つたり又有志の人の講話をも致します。又時々慰安の爲めに娛樂の方法も立てます。
- 第七條 當館に在宿なさる方の爲めに特に醫師を頼んでありますから、若し病氣に罹られた方は當館の證明を持つて其醫師の宅へ行けば親切に治療を受けられます。又病氣の重い方の爲めには先方より往診もして呉れます、藥價は總て半額で、診察料は勿論いらぬのであります、若し又藥代の拂へぬ人の爲めには別に相談して無代價で藥を賣す事も出来るのでありますから、病氣の人は我慢したり、匿くしたり、してはなりません、若し治療が遅れると容易に癒らぬばかりか遂には一生働く事の出来ぬ様な不幸な事になるかも知れません、殊に傳染病などは、自分獨り苦しむのみでは濟みませんから、各々一層心を用ゐねばならぬ事です。
- 第八條 當館で食事をなさる方は、先づ其代價を事務所に持参し、食券を請取り、之を食堂に持ち行き食物と交換するのであります〔食堂にて現金で買ふ事は一切出来ぬのであります、食物代價は時に依りて多少の變りは有りますが、其の費費額は飯代一圓(約一合)金 錢 匣菜代は金 錢以下であります。 食堂は時に中止する場合も有ります。〕
- 第九條 當館に宿泊する方は毎朝一定の時間に(日の長短に依り之を定む)皆働きに出でられ、夜は必ず十時迄に歸るのであります尤も職業の種類、休業、病氣等の爲め其の時間を守る事の出来ぬ人は、其譯を事務所へ告げ承認を受けねばなりません。
- 第十條 當館は左の通り、宿泊料を必ず前金で申受けるのであります、但夜具、入浴は無料であります。
 - 一 登人金 錢 三歳以上十二歳未満は半額 三歳未満無料
- 第十一條 妻子ある方には左の料金を以て一ト間貸し切ります。

一、一ト間一日金 二、蒲團一組(二枚)一夜金 三、蚊帳一張同上金 鏡
第十二條 一ト間貸切の方は一定の場所にて、自炊をしても差支ありません、但火の元を大切にし且其場所を不潔にせぬ様注意せねばなりません、日用品は販賣部で買はれる方が時間が潰れず且安便であります。
第十三條 子連れの方は、左の事を守られねばなりません。

一、小兒をして室内又は夜具等を汚し、又は騒ぎなせしめざる事。
二、外出の時、子供のみ残し置かぬ事。 三、子供をして悪戯を爲さしめ又は他の人の迷惑となる事をせしめざる事。
第十四條 當館に於ては宿泊料や食費は一切貸さぬので有ます若し之を貸す時は却て心に油断が起り、罪を休んだり貯金を怠つたりする様になつて、當館の趣旨に違ふ事となるを慮れるから若し規定の料金を怠納する方は、退館を要求するかも知れません。

第十五條 當館に宿泊する方の臨時休業又は軽き病氣に罹られし時の爲めに、室内に手藝場を設けてゐますから、仕事のない時は成る丈け其の手藝をして假貸金は儘かても、空しく日を送らぬやうにせらるゝことを希望します。
第十六條 宿泊者は、其所持品は成る丈け多く持たぬのがよいので有ます、若し餘分の物のある方は、よく風呂敷に包み名札を附けて事務所に預けるのが宜しい、又手元に在る品は動きに行く前に始末して戸棚に入れて室内に散らし置かぬ様にするので有ます。

第十七條 宿泊せらるゝ方が若し退館せんとする時には必ず、其の歸けと行く先を事務所へ告げるので有ります、決して断りなしに退館されてはなりません。宿泊者中用事の爲め他出せらるゝ時も亦歸られた時も、一々事務所へこたへて頂きたい。又宿泊せらるゝ方の親戚友人等の來訪者と室内で談話せられる時間は夜十時限りで有ます、但同室者の承知ある時は十一時迄は差支ありません。
第十八條 宿泊の方、用ゐらるゝ夜具は、毎朝、必ず正しく疊みて、戸棚へ体裁よく收め室内は一同にて、清潔に掃除をされること。若し一同起き出つる後まで寝て居る方は、一人にて掃除をせねばなりません。

第十九條 宿泊する方は、建造物及夜具其他の品は丁寧に取扱ひ、破損又は汚染し、若くは他の室の人に貸し、或は交換など一切してはなりません。夜具其他の品物を過ちて、破損したり汚染したりした時は、早く其罪を事務所へ告げて下さい。若し建造物其の外の品物を故らに損傷し、又は汚し、染或は過ちて之を爲しても、當館は事情に依り之を賠償する事とす。

第二十條 宿泊せらるゝ方は、左に記した事は決してなされぬやう固く守つて頂きたい。
一、酒を飲むこと。 二、金銭は勿論、品物等を賭けて勝負をする事。
三、悪しき戯れを爲し、又は見憎き風俗を爲し、若くは聴苦るしき談話など爲す事。 四、煙草の吹いながら火鉢以外の處へ捨てる事。
五、電燈電線を弄ぶ事。 六、定められた所の外にて火氣を用いる事。 七、大聲にて書籍新聞等を讀み、又は讀經等爲す事。
八、人の睡静まりし後、荒々しき音響を發する事。 九、喧嘩口論、又は人を罵詈雑言し、或は放歌し其他人の迷惑となる事。
一〇、壁、屏、其他の場所へ樂器等を爲す事。 一一、浴場又は便所等にて人の迷惑を爲す事をなすこと。
一一、指定したる品物を他所へ持行く事。 一二、定められたる所を自儘に變更し、又は他の所へ断りなくして立入る事。
一四、悪臭あるもの、又は危険の虞れあるものを室内へ持込む事。 一五、便所以外の所へ用便し、又は小兒にさせる事。
一六、不潔なものを濫りに投棄し、又は嘔吐を吐く事。 一七、病氣其他謂れなくして、遅んで居る事。

第二十一條 泊する方、左の事に觸れる時は宿泊を断ります。
一、當館の規約及趣旨に背かざる事。 二、此の規約に違はざる事。
三、悪しき病氣、又は悪臭を發する等同宿者の迷惑となる事。 四、館員の言を聽かれざる事。

第二十二條 當館は第一條にもあります通り料金を申受けますが營業ではないのであります、營業は利益があれば個人の所得になります、すが當館は經營上剩餘金があればたゞ事業が發展し、利用者爲めに大きな働きが出来るやうになります、反之段々破損が續けば遂に事業が潰れて仕舞ひます、それ故みんなて守り立てるやうに心掛けて頂きたい。

第二十三條 當館に宿泊せられる方は最長期三ヶ年を越へることは御断りします、「石の上にも三年」と申しますが當館は宿泊者が一日でも早く出世して館を出られることを希望します、亦長くても三年以内には是非用意をして獨立するやうに眞誠味を以て奮闘努力して頂かねばなりません、而して同じ人ばかり居らずに新陳代謝して一人でも多く當館を利用して貰はねばならぬから有ります。

第二十四條 右の外館員の指示する事は能く用ゐられねばなりません。